

令和5年度奈良県保健医療計画及び奈良県循環器計画策定に係 る調査・分析等業務委託仕様書

1 目的

県が、「医療法」（昭和23年法律第205号）第30条の4に定める医療計画及び「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条に基づく循環器病対策推進計画を策定するにあたって、効率的な業務遂行と質の高い計画策定を目的とし、必要となる調査・分析を行うとともに、地域の課題や解決の方向性等に関して、専門的見地からの提案や助言等の支援を行うものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年10月31日（火）

ただし、瑕疵補修などやむを得ない対応については契約期間終了後であっても業務完了まで行うこと。

3 業務の内容

（1）医療計画に関すること

① 現状把握と課題仮説等の抽出

ア．国の作成指針、県の現保健医療計画及び関連計画の理解

国から示される医療計画作成指針（以下「厚労省指針」という。）や厚生労働省所管の各種検討会の資料、県の現保健医療計画及び関連計画の内容等を把握し、理解に努めること。

イ．疾病・事業及び指定項目ごとの現状把握

疾病・事業及び指定項目^(※1)ごとに、県の現保健医療計画に記載のある指標（目標設定していないものも含む。）、厚労省指針に示される指標（例）の中から県が指定する指標、その他医療計画策定の際に有効と考えられる指標について把握・評価するとともに、指標に表れない県の保健医療に関する現状についても把握すること。（指標は各10項目程度を想定）

^(※1)「疾病・事業」は「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」「糖尿病」「精神疾患」「救急医療」「災害医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児医療」「新興感染症等感染拡大時における医療」の11項目とする。指定項目は「在宅医療」「医師・看護師確保」の2項目とする。（計13項目）

指標の把握・評価の際は次の点に留意すること。

- 指標の値は、全県及び二次医療圏単位で把握することを原則とし、市町村単位で把握できる場合は、市町村単位まで行うこと。
- 医療体制の経年的な比較や医療圏間の比較を行うこと。
- 医療体制に関する指標間相互の関連性にも着目すること。
- 必要により、病期、医療機能、ストラクチャー・プロセス・アウトカム等の分析軸を用いて整理すること。
- 把握した指標の値は、図表を用いて、全県や二次医療圏、市町村の状況が把握しやすいよう整理すること。

なお、受託者は県に対し、必要に応じて、県が管理する情報（例：病床機能報告の結果、医療機関名簿、等）の提供について協議することができる。

ウ. 課題仮説と解決の方向性の検討

上記ア. 及びイ. を踏まえ、疾病・事業及び指定項目ごとの県の医療体制の現状分析を行い、課題仮説と解決の方向性を検討すること。

その際、現行の二次医療圏や疾病ごとの医療連携区域等を考慮し、医療体制を構築すべき単位としての疾病・事業及び指定項目ごとの圏域を設定するとともに、医療体制を構築するに当たって必要と考えられる医療機関や諸施設の連携体制について検討すること。

エ. 検討会議資料の作成

上記ア. ～ウ. を踏まえ、疾病・事業及び指定項目ごとに開催する、医療計画策定のための検討会議（疾病・事業及び指定項目ごとに2回程度、全体として医療審議会を1回開催予定。以下「検討会議」という。）での説明資料を作成すること。（原則としてPowerPoint形式とし10ページ程度を想定）

なお、検討会議の運営（参加者調整、当日の進行・説明、議事録作成等）は県が行う。

② 医療計画提案書の作成

ア. 医療計画提案書（初版）の作成

上記①の検討および検討会議における議論の結果を踏まえ、疾病・事業及び指定項目ごとに、医療計画の原案となる「医療計画提案書」（初版）を作成すること。（医療計画提案書はWord形式とし、平均16ページを想定）

医療計画提案書は以下の項目を織り込むこと。

- 現状と課題
- 取り組むべき施策

課題に対応し、数値目標を達成するために行う具体的な施策・事業について検討し、記載すること。なお、検討する際は、県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施し

ている施策・事業の内容との関連性を考慮すること。

- 数値目標

疾病・事業及び指定項目ごとの良質かつ適切な医療を提供する体制について、事後に定量的な比較評価を行えるよう、課題・取り組むべき施策を踏まえて、地域の実情に応じた目標項目やその数値、目標達成に要する期間を設定し、記載すること。

- 医療機関一覧等の参考情報

文章は専門用語等の難解な用語の多用は避けて簡易な表現とし、やむを得ず難解な表現を用いる場合は、別途解説文を付け加えること。また、多色刷りとし、図表、イラスト及び写真等を用いるなど提案の趣旨が明確に把握できるよう工夫すること。

また検討会議での説明資料として用いる概要版を作成すること。（原則として PowerPoint 形式で、5 ページ程度と想定）

イ. 医療計画提案書の完成

上記ア. に対して、疾病・事業及び指定項目ごとに検討会議により出された意見等を踏まえた修正、文章の加筆を行い、医療計画提案書を完成させること。

③ 医療計画（案）原稿データの作成

上記②イ. で作成した疾病・事業及び指定項目ごとの「医療計画提案書」と、県から提供するその他の原稿データを結合させ、医療計画（案）の原稿データを作成すること。原稿データは Word 形式とするが、画像貼り付けしたデータについては、元データ（Excel・PowerPoint 形式等）も合わせて納品することとする。

なお、当該データは印刷、配布（インターネット上への掲載も含む。）を予定しているため、権利関係について必要な諸手続きも併せて行うこと。

④ その他検討に必要な資料の作成

ア. 地図データの作成

県全域における病院の位置を明らかにした地図データを作成すること。データは検討会資料としての活用や、医療計画への掲載が可能となるよう、権利関係について必要な諸手続きを行うこと。

イ. 現保健医療計画の指標データ更新版の作成

上記①イ. で示すもの以外で、現保健医療計画に掲載されている指標データのうち、オープンデータから取得可能なものは最新値を取得し、更新版データを作成すること。（約 50 項目）

(2) 循環器計画に関すること

① 他都道府県の計画調査

全都道府県の循環器計画を調査し、施策ごとに指標一覧（指標名称、調査年、出典、表示形式（グラフ or 表）等を記載）を作成すること。

また、ロジックモデルを使用している都道府県を特定し、使い方の比較分析を行うこと。

② その他検討に必要な資料の作成

現循環器計画に掲載されている指標データのうち、オープンデータから取得可能なものは最新値を取得し、更新版データ（表・グラフ）を作成すること。なお、現循環器計画に掲載している表・グラフのデータ（Excel 形式）は、県から提供する。

4 業務実施スケジュール

「別紙1 業務実施スケジュール」のとおり

5 成果品の提出形態と提出期限

各成果品の形態および提出期限は下表のとおりとする。

高品質な資料を提出期限までに作成できるよう、受託者は、資料の内容や提出形態について、県と綿密に調整を行いながら業務を遂行すること。

成果品は各提出期限までにメールで県に提出するとともに、業務終了時は、全成果品をCD-R等の媒体に保存の上、納品することとする。

業務内容		成果品（形態）	提出期限
(1) 医療計画に関すること			
①ア	国の作成指針、県の現保健医療計画及び関連計画の理解	-	
①イ	疾病・事業及び指定項目ごとの現状把握	指標データ（Excel）	第1回検討会議開催の2週間前
①ウ	課題仮説と解決の方向性の検討	-	
①エ	検討会議資料の作成	検討会資料（原則としてPowerPoint）	第1回検討会議開催の2週間前
②ア	医療計画提案書（初版）の作成	医療計画提案書（初版）（Word）	第2回検討会議開催の2週間前
②イ	医療計画提案書の完成	医療計画提案書（Word）	第2回検討会議開催後1週間以内
③	医療計画（案）原稿データの作成	医療計画（案）原稿データ（Word および Excel・	10月上旬

		PowerPoint 等)	
④ア	地図データの作成	地図データ (PowerPoint 等)	6月上旬
④イ	現保健医療計画の指標データ更新版の作成	指標データ更新版 (Excel)	8月末
(2) 循環器計画に関すること			
①	他都道府県の計画調査	指標一覧 (Excel)	8月上旬
		ロジックモデル比較分析 (Excel)	8月上旬
②	その他検討に必要な資料の作成	指標データ更新版 (Excel)	8月上旬

第1回の検討会議は6月中旬～7月上旬に開催予定。

第2回の検討会議は8月下旬～9月中旬に開催予定。

6 業務実施にあたっての遵守事項

- (1) 受託者は本業務を円滑に遂行できる業務実施体制を整備するとともに、体制表（組織図等）を作成し、契約後速やかに県に提出すること。業務実施体制においては、統括責任者（業務全体の指揮監督を行う者）を1名選任すること。また、統括責任者を変更する場合はあらかじめ県と協議すること。
- (2) 県との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めるとともに、業務の進捗状況は定期的に報告すること。
- (3) 県が求めた場合、速やかに打ち合わせ（Web形式によるものを含む）ができる体制を整えておくこと。
- (4) 県が業務の改善を求めた場合は速やかに対応すること。
- (5) 打ち合わせを行った場合は、記録を作成すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果、著作権は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 受託者は、県に協議し了解を得た場合において、本業務の成果品等の第三者への提供、内容の転載及び研究目的の使用を行うことができる。

- (5) 受託者は業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得なければならない。
- (7) (6) の場合において、受託者は第三者の行為について、県に対しての全責任を負うものとする。
- (8) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (9) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (10) 受託者は、受注者として、業務の遂行にあたって関係法令及び適用基準等を遵守すること。個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (11) (1)～(10)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。